

別紙 6 保証書の様式

契約担当役国立大学法人熊本大学事務局長●●●●殿

保 証 書(案)

〔建設者〕(以下「保証人」という。)は、熊本大学(黒髪南)工学部他校舎改修施設整備等事業(以下「本件事業」という。)に関連して、●●(以下「事業者」という。)が国立大学法人熊本大学(以下「大学」という。)との間で締結した平成●年●月●日付け建物等の設計・改修及び維持管理等に関する基本契約(以下「事業契約」という。)に基づいて、事業者が大学に対して負担する以下この保証書の第 1 条の債務(以下「主債務」という。)を事業者と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、事業契約において定められるのと同様の意味を有する。

第 1 条 (保証)

保証人は、事業契約第 33 条第 4 項に基づく事業者の大学に対する債務(以下「主債務」という。)を保証する。

第 2 条 (通知義務)

大学は、工期の変更、延長、工事の中止その他事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、大学による通知の内容に従って、当然に変更される。

第 3 条 (保証債務の履行の請求)

1. 大学は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、大学が別途定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
2. 保証人は、前項に規定する保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。大学及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議の上、決定する。

3. 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第 4 条（求償権の行使）

保証人は、事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。

第 5 条（終了及び解約）

1. 保証人は、本保証を解約することができない。
2. 本保証は、事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了する。ただし、事業者の保証人に対する何らかの義務が履行されていないときは、この限りではない。

第 6 条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、熊本地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第 7 条（準拠法）

本保証は、日本法に準拠するものとし、これによって解釈される。

以上の証として本保証書が 2 部作成され、保証人はこれに署名し、1 部を大学に差し入れ、1 部を自ら保有する。

平成●年●月●日

保証人